

新潟地方最低賃金審議会の答申に関する異議申立書

えちごユニオン

執行委員長 小山一郎

新潟地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の最低賃金を時給58円の引き上げを答申しました。これは中央審議会の目安を上回り、わずか2円ですが審議委員、とりわけ、公益委員の努力は見られます。しかし、答申の引き上げ額は中央審議会に倣ったものであり、地方審議会の自主性が欠如しているものと批判せざるを得ません。

答申による時給1108円では、フルタイムで年間1800時間を働いたとしても年収は約199万円です。労働者が自立して生活するには困難であり、いわゆるワーキングプアの水準です。また、世界の主要国の2000円台と比べても極めて低水準にあると指摘しなければなりません。

2020年代に全国平均1500円とする政府目標が先送りにされてはいませんが、今すぐ時給1500円の引き上げへ、再度の審議を求めます。以下、3点の審議課題について異議を申し述べます。

1 現状の異常ともいえる物価高騰のもとで、労働者の生活困窮は深刻化しています。物価上昇に応じた改正を求めると同時に、通例となっている年1回の改正審議に固執することなく、労働者の生活実態を直視して頂き、少なくとも年2回の答申を求めます。

2 賃金が低い地域から人材が流失し、地方経済を疲弊させています。地域間格差を解消するため、全国一律の最低賃金制度の確立が必要です。

全労連の「全国生計費調査」でも、また、コンビニや大手の量販チェーン店が全国を網羅して営業を展開するもとで、労働者の生計費は地方も中央もほとんど違いはありません。従って、すでに地域別最低賃金制度の合理性は失われています。

労働者が新潟の地で希望を持って、自信を持って働き続けられるため、労働者の生計費を基準にした審議を切に望みます。

3 労働者の賃金決定の原則は、労使対等、誠実交渉、自主決定です。そのための不可欠の条件は労働組合の確立ということになりますが、現在、労働組合の組織率は16%、有期・非正規労働者が4割という現状のもとでは、自主決定とは言っても困難であることは自明です。

労働者が普通に結婚して子どもを育て「人らしく生きられる」そのためには、法定最低賃金制度は極めて重要な社会的政策です。審議会の喫急の協議課題と受け止めて頂いて、制度の拡充へ向けた議論を、ぜひ、深めて下さい。

